

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20240308	宝交通株式会社(法人番号3180001022171) 代表者吉村憲雄	愛知県名古屋市熱田区神宮4丁目7番地27号	内浜営業所	愛知県名古屋市瑞穂区内浜町34番9号	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第13条	令和5年10月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	7	3
2	20240318	名古屋近鉄タクシー株式会社(法人番号3180001031791) 代表者山根真哉	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番2号	黄金営業所	愛知県名古屋市中村区黄金通8丁目16番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年1月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	9	1
3	20240326	名古屋近鉄タクシー株式会社(法人番号3180001031791) 代表者山根真哉	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番2号	小幡営業所	愛知県名古屋市守山区小幡太田2丁目31番地	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年2月28日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	9	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。